

令和 8 年 2 月 5 日
(埼玉地方労働審議会家内労働部会申し合せ)

適用家内労働者が少数である最低工賃について

埼玉労働局長が定める最低工賃のうち下記 1 に該当するものは、下記 2 以下により廃止について審議する。

なお、本申し合せに関して当部会委員から見直し等の申出があった場合は、見直し等の検討を行う。

記

1 対象とする最低工賃

家内労働実態調査の結果、適用家内労働者数が 30 人未満であることが判明したもの

2 家内労働実態調査（特別調査）

(1) 家内労働実態調査（特別調査）の実施

連続する 3 年度にわたり、当該最低工賃が適用されるすべての委託者及び家内労働者を対象とする家内労働実態調査（特別調査）を実施する。

(2) 調査項目

- ・既存の家内労働実態調査の調査項目
- ・当該最低工賃の実効性に関する質問を追加する。また、その理由を確認する。

3 最低工賃の廃止に関する審議

上記 2 による家内労働実態調査（特別調査）の結果がまとまり次第、当該最低工賃の廃止の是非について審議する。

なお、廃止に関する審議の際には、関係家内労働者及び関係委託者（以下「関係家内労働者等」という。）からの意見聴取を行うこととする。この場合において、関係家内労働者等が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、最寄りの埼玉労働局所管施設から、テレビ会議システムにより参加することができる。

関係家内労働者等が部会へ参加することが困難な事情があるときは、事務局による事前ヒアリングや郵便による通信調査等により、可能な限り当事者の意見や当該最低工賃の周辺事情に関する情報等を把握するよう努めることとする。